



三渚コラム 中国「津津有味」-15

日中間の政治的対立が厳しかったここ数年も環境ビジネスは健在でした。その理由は周知の如く、PM2.5に代表される大気汚染はもとより、水の汚染・大気汚染などが深刻化したからです。現在の状況は2005年～2007年頃を彷彿とさせます。なぜ同じような状況が繰り返されたのか。また似ているとはいえ、何が当時と決定的に違うのか、そこを読み解くことは、日本企業の今後の中国ビジネスの進め方にも大きく関係します。

中国は2003年発足の温家宝内閣で、呉儀副首相の下、環境問題に真剣に取り組みました。90年代の高度成長のツケで、黄河の断流や公害の多発に見舞われたからです。しかし、当時、環境問題はすでに坂道を転げ始め、関係法令の整備は終始後手に回り、2006年、人民日報はページ全面を使い、環境問題がいかに深刻かを2005年のデータで克明に暴露しました。第11次5か年計画初年の2006年は、当初の環境改善目標とは全く相反する数値となり、そのままでは翌年の党大会を乗り切れません。これを打開するには小泉が下野した日本に頼るしかない、それが2006年秋の安倍訪中、翌年の温家宝訪日につながりました。

その後、貴州省に環境保護専門法廷が設置されるなど様々な取り組みもありましたが、うまく機能しませんでした。主な理由は二つ、まず、政府側の組織・意識が改革されず、特に地方では権力者と企業の癒着が深刻で、地域間協力が乏しかったこと、次に、2008年のリーマンショック後、経済の下支えに環境保護が置き去りにされたことが挙げられます。当時日本を訪問した環境行政部門の責任者が、講演後の会食で「環境保護なんてかまわられるか」と言ったのを耳にして絶句したことを思い出します。

その結果が2014年で、全国161の主要都市中145都市で大気汚染基準を未達成、主要河川・湖沼全国968の観測地点の4割で水が汚染、重金属による土壌汚染も深刻化、とまさに2005年を彷彿とさせます。これが2015年を中国の環境行政の大きな節目にしました。元旦に＜新環境保護法＞が実施され、更に生態文明改革に関する“1+6”プランが示されました。“1”とは2020年に向けた「生態文明体制改革総合プラン」、 “6”は「環境保護監督査察プラン」「党・政府指導者幹部生態環境損害責任追及試行規則」「自然資源資産負債表編制プラン」など試行版を含む具体的な取り組みであり、その特徴は企業の取り締まりから政府機関の取り締まりへと法的規制の重点を転換したことです。＜新環境保護法＞では地方政府の主要責任者に対する引責辞任制度、終身責任追及制度などを規定、6月の環境保護部組織改革（境管理司”“大气环境管理司”“土壤环境管理司”の設置）や“紅頂中介”（トップを官僚が兼務している官営仲介機構）の分離も推進しました。

2016年5月の、国务院＜生態保護保障システムを整えることに関する意見＞では、権利義務の仕分けを明確化して受益者が費用を負担し、保護者は合理的な補償を得よう求め、2020年に重点領域・開発禁止地域・重点生体機能区を網羅した多元的保障システムを確立す

中国日本商会
みつま

三渚先生の 「ナルホド中国、ナットク中国」



るとしてありますが、[第13次5か年計画（2016-2020）]に盛り込まれた「二酸化炭素排出量18%削減」「地表水の水質Ⅲ類以上70%」といった様々な目標数値が首尾よく達成されるか、2017年の結果が注目されます。